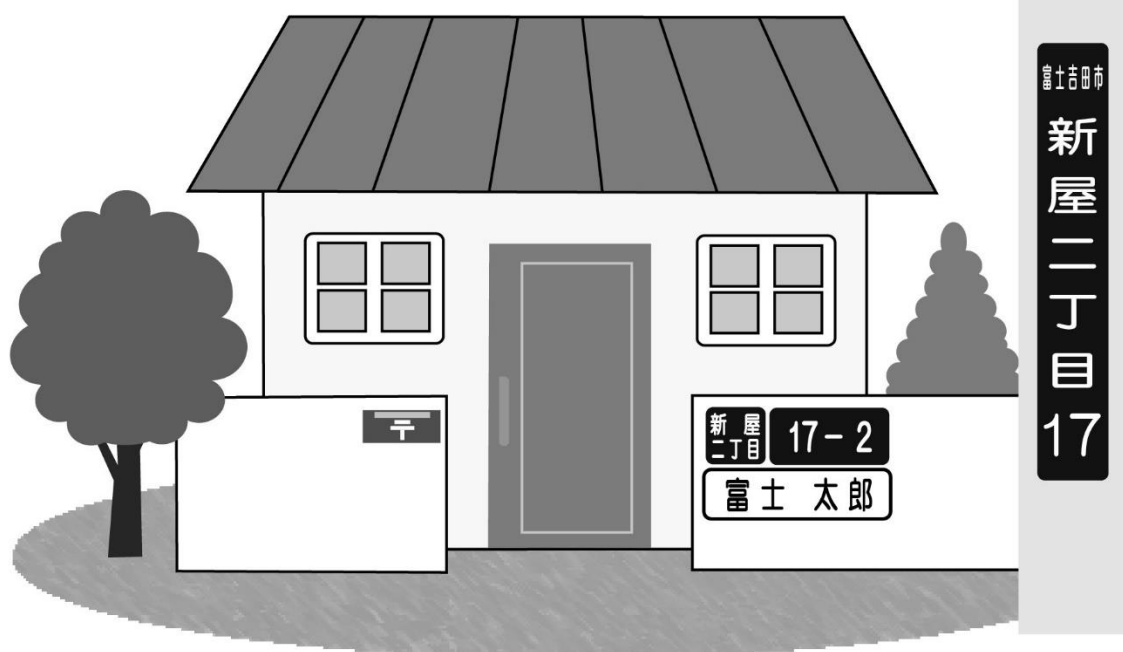


住居表示のご案内

～ 手続きのしおり ～

令和3年11月8日から
住所の表し方が変わります



郵便番号は…

新屋一丁目～五丁目 : 〒403-0006

住所変更のお手続きは…

住居表示実施日の11月8日以降に行ってください



は じ め に

皆さんがお住まいになっている地域は、令和3年11月8日（月）に住居表示が実施され、「新屋一丁目～新屋五丁目」の新しい町名になります。

住居表示の実施後は、住んでいる地域の住所・本籍などの表し方が変わります。

そこで、住所・本籍などがどのような表し方に変わるのか、住所が変わることによりどのような手続が必要になるのかをまとめました。

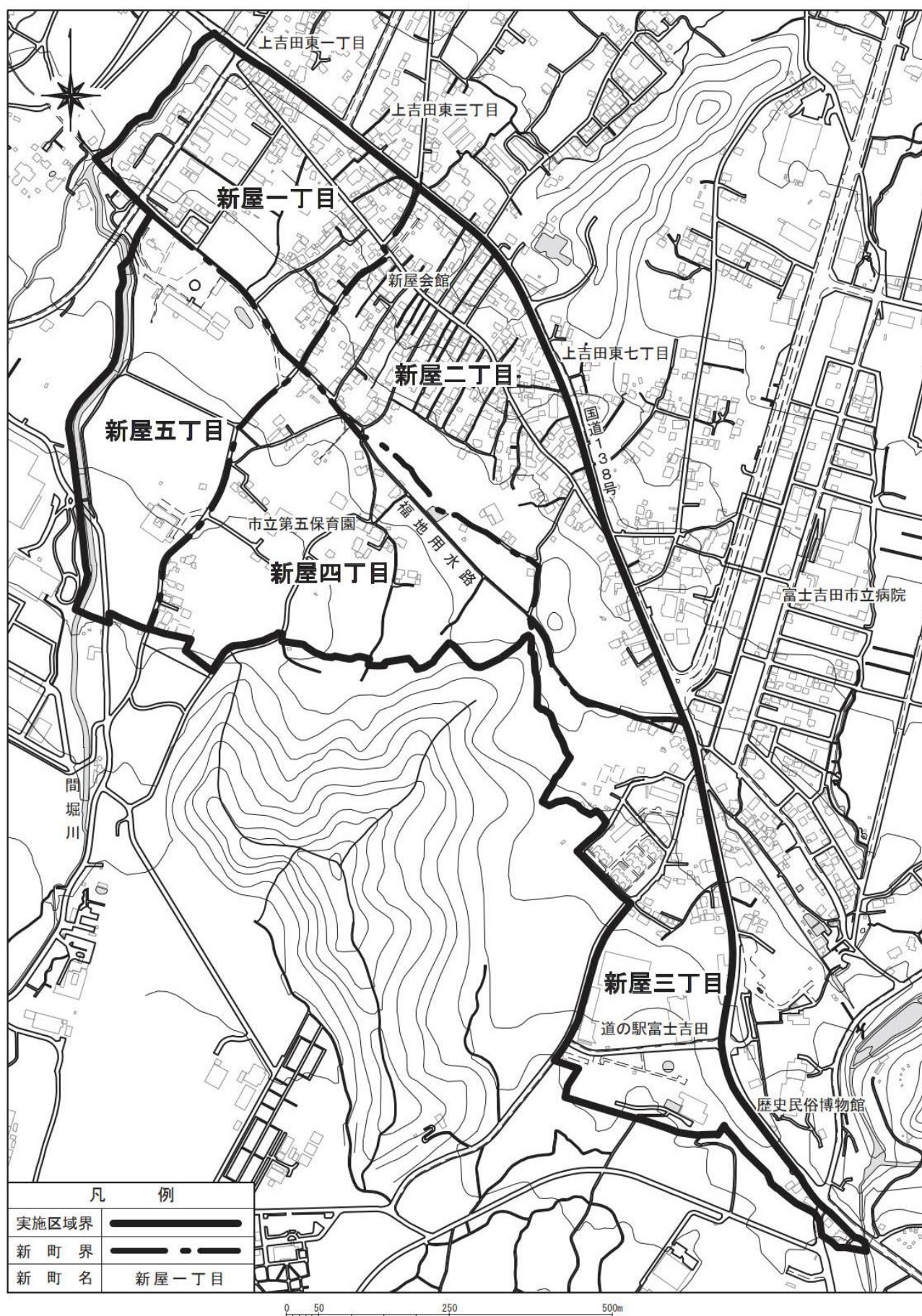
住居表示は、皆さんの住所を分かりやすいものにし、よりよい生活環境を築くための制度です。

この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

目 次

1. 新しい町の名称と区域	1
2. 新しい住所の決め方	2
3. 住居表示実施後の新しい住所・本籍・不動産の表し方・郵便番号	3
4. 今回、お届けしたもの	4
5. 別途お届けするもの	5
6. 建物を新築したときは	7
7. 住居表示実施後の手続きについて	8
○ 手続きが不要なもの	8
○ 住所変更の手続き・届出をしていただくもの	9
運転免許証	9
自動車・オートバイなど	9
不動産登記（土地・建物）	10
会社・各種法人登記	10
年金	11
保険	11
その他の医療証・手帳	12
個人番号カード（マイナンバーカード）	13
住民基本台帳カード・在留カード	13
公的個人認証サービス	13
その他の事業所・営業所関係など	14
8. 不動産所有者の住所の変更登記の記載例	16
9. 運転免許証の住所変更	20
10. 関係行政機関の位置図	21

1. 新しい町の名称と区域



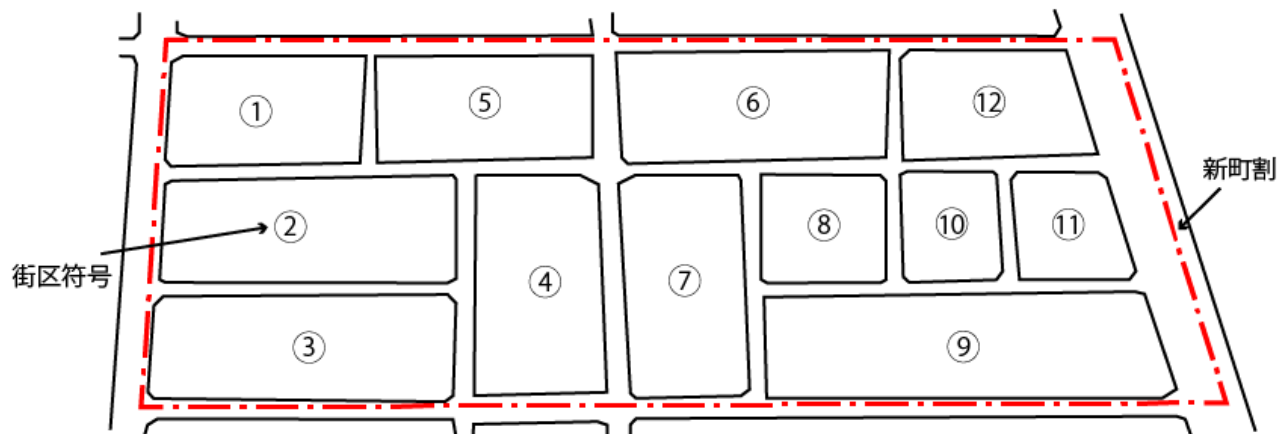
2. 新しい住所の決め方

新しい住所は「街区符号」と「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

(1) 街区符号

新しい町割を道路や水路などでいくつかの区切り、順番に番号を付けます。

(この番号を街区符号といい「○番」で表します)

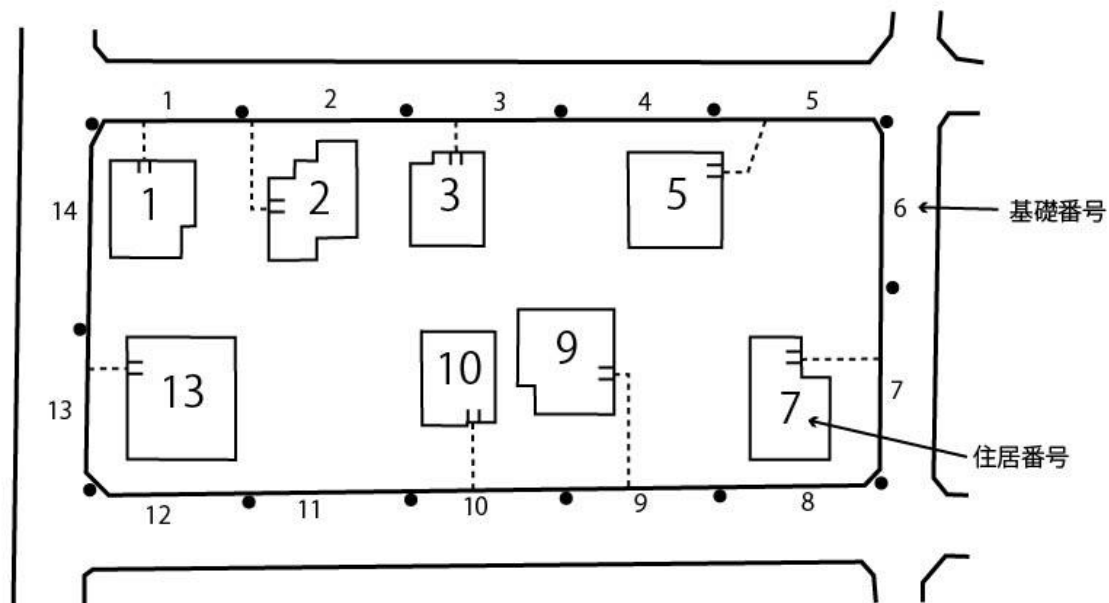


(2) 住居番号

街区ごとに周囲に等間隔で順番に番号をつけます。これを基礎番号と言います。

住居の番号は建物の主な出入口がどの基礎番号に当たるかによって決まります。

(この番号を住居番号といい「○号」で表します)



3. 住居表示実施後の新しい住所・本籍・不動産の表し方・郵便番号

(1) 住所は新町名と街区符号、住居番号で表示します。

例（実施前）富士吉田市 新屋・上吉田 100 番地の○
↓
（実施後）富士吉田市 新屋○丁目 ○番 ○号
新 町 名 街区符号 住居番号

(2) 本籍の表示は新町名と地番で表します。

例（実施前）富士吉田市 新屋・上吉田 100 番地○
↓
（実施後）富士吉田市 新屋○丁目 100 番地○
新 町 名 地 番

(3) 不動産の表示は新町名と地番で表し、小字は廃止されます。

例 （実施前）富士吉田市 新屋・上吉田字○○ 100 番○
↓
（実施後）富士吉田市 新屋○丁目 100 番○
新 町 名 地 番

(4) 郵便番号が変わります。

① 住所が「新屋」の方

（実施前）〒403-0006（新屋）変わりません



（実施後）〒403-0006（新屋一丁目～五丁目）

② 住所が「上吉田」の方

（実施前）〒403-0005（上吉田）変わります



（実施後）〒403-0006（新屋一丁目～五丁目）

新しい郵便番号は、令和3年11月8日以降にご使用ください。

※市では、横書きの場合、町名の数字をアラビア数字で記載することとしておりますので、住民票上の町名はアラビア数字となっています。

4. 今回お届けしたもの

1	住居表示通知書 (1世帯につき10枚) (1事業所につき10枚)	新住所をお知らせするものです。 証明書として使用できます。令和3年11月8日以降、住居表示通知書が不足した場合、申請により市役所市民課で住居表示変更証明書を無料発行します。別世帯の方が申請する場合は委任状が必要です。 世帯の方、全員のお名前が入ります。 住居表示通知書 住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。 <table><tr><td>氏名、名称または施設の名称</td><td colspan="3">富士 太郎</td></tr><tr><td rowspan="2">施設の場所の表示</td><td>実施前</td><td>山梨県富士吉田市</td><td>新屋173番地の1</td></tr><tr><td>実施後</td><td>山梨県富士吉田市</td><td>新屋二丁目17番2号</td></tr><tr><td>住居表示の実施期日</td><td colspan="3">令和3年11月8日</td></tr></table> 令和 年 月 日 様 富士吉田市長 * この通知書は、住居表示変更証明書として使用できます。	氏名、名称または施設の名称	富士 太郎			施設の場所の表示	実施前	山梨県富士吉田市	新屋173番地の1	実施後	山梨県富士吉田市	新屋二丁目17番2号	住居表示の実施期日	令和3年11月8日		
氏名、名称または施設の名称	富士 太郎																
施設の場所の表示	実施前	山梨県富士吉田市	新屋173番地の1														
	実施後	山梨県富士吉田市	新屋二丁目17番2号														
住居表示の実施期日	令和3年11月8日																
2	住居表示のご案内 ～手続きのしおり～	この冊子です。 住居表示実施後の手続きなどをご案内しています。															
3	よくある質問	これまでお寄せいただいた質問と回答をまとめたものです															
4	登記申請書 (3枚)	不動産の住所変更登記を行う際の申請用紙です。 記入例等、詳しくは16～19ページをご覧ください。															
5	会社・法人などの 変更登記の手引き	<u>会社・法人等にのみ同封しています</u>															
6	登記申請書 (法人用2枚)	会社、法人などの変更登記の申請用紙です。 <u>会社・法人等にのみ同封しています</u>															

5. 別途お届けするもの

7	町 名 板 住居番号表示板 (1棟に各1枚)	門柱や塀、郵便受けの近くなど、見やすい場所に取り付けてください。(裏面に両面テープを貼っています。) ※集合住宅は、管理会社または所有者の方にお届けする予定です。
8	新旧対照案内図 (1枚)	住居表示実施区域の案内図です。 新住所と旧住所の対照図です。
9	新 住 所 通知用はがき (1世帯につき50枚) (1事業所につき100枚)	新住所を知人等にお知らせするために、郵便局から提供していただいた郵送料無料のはがきです。 下記見本を参考に、必要事項をご記入の上、はがきが入っていた封筒にまとめていれるか、輪ゴムで一括りにするなどして、お近くのポストへ投函してください。無料で送付することができます。 新住所 郵便番号 403-0006 富士吉田市 新屋 2 丁目 17 番 2 号 ご氏名 富士 太郎 ご自分の ・新しい郵便番号 ・新しい住所 ・氏名 をご記入ください お知らせ先の宛名・宛先を ご記入ください

本籍更正通知書
(筆頭者宛に 1 枚)

本籍の変更についての通知です。住居表示実施区域内に本籍がある方には**令和 3 年 11 月 8 日以降、戸籍の筆頭者宛に郵送いたします**。運転免許証など、本籍の変更手続きの際に証明書としてご利用ください。

※ただし、分筆・合筆等により今回の住居表示実施時に土地の地番が存在しない場合は本籍変更されないため、この通知は届きません。

〒403-0006
山梨県富士吉田市新屋 2 丁目 17 番 2 号
富 士 太 郎 様

令和 3 年 11 月 8 日

山梨県富士吉田市長

(公印省略)

本 籍 更 正 通 知 書

地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づく住居表示の変更により、あなたの本籍を次のとおり更正しましたので通知します。

筆 頭 者 氏 名	富 士 太 郎
旧 本 籍	山梨県富士吉田市新屋 1 2 3 4 番地 5 6
新 本 籍	山梨県富士吉田市新屋一丁目 1 2 3 4 番地 5 6
住居表示の実施日	令 和 3 年 11 月 8 日

○本籍を変更した人の氏名

富 士 太 郎
富 士 花 子
富 士 次 郎
富 士 桜

※この通知書は免許証の本籍変更にお使いいただけます。

【問い合わせ先】

富士吉田市役所 市民課 窓口戸籍担当
富士吉田市下吉田 6 丁目 1 番 1 号
電話 0555-22-1111 内線 145-149

6. 建物(住宅・事務所・事業所・店舗・工場など)を新築したときは

住居表示を実施した区域で、建物を新築した場合（今まで住んでいた場所での建替えも含みます）は、建築確認申請とは別に、住居表示設定届が必要となります。この届出により、建物の住居番号が決まり、住む方の住所を定めることができます。建物の外装等がおおむね完成し、出入口の位置が決まりましたら、届出してください。事務所等を開設する場合は、法人登記や所在地を決める前に届出をお願いいたします。なお、増改築をして出入口が変わる場合や、建物を滅失した場合（滅失した時点で、これまでの住居番号は使えません）も、届出が必要になります。わかりやすい住所の整備のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

7. 住居表示実施後の手続きについて

住居表示の実施後は、住所の表し方が変わるため、引っ越しの時のように、様々な手続きが必要になります。市役所等が新しく書き換えるものもありますが、皆様にご自分で変更の手続きをしていただくものがあります。以下のとおり関係事項をまとめましたので、該当する項目をご確認の上、それぞれ手続きをお願いします。

手続きが不要なもの

事柄（公簿名）	説 明
住民票（住民基本台帳） 印鑑登録原票 戸籍の附票 国民健康保険被保険者台帳 介護保険被保険者台帳 選挙人名簿 など	市役所にある公簿類は、市役所で新しい住所に書き換えます。
上下水道使用者名簿	市役所上下水道管理課で新しい住所に書き換えます。
戸籍簿	市役所で新しい本籍に書き換えます。
土地登記記録 建物登記記録	法務局（登記所）で表題部を書き換えます。 ※ただし、所有者住所欄などは、本人の申請による変更が必要となります。
NHK・NTT（固定電話）・ 東京電力・吉田ガス・水道	個人での届出は必要ありません。 しばらくの間は、旧住所で通知等が届く場合もありますので、ご了承ください。 その他の電気事業者、ガス会社、通信事業者等については、お手数ですが、それぞれの窓口へお問い合わせください。
郵便	個人での届出は必要ありません。 概ね2年間は旧住所でも郵便物は届きます。 ※ゆうちょ銀行、かんぽ生命は届出が必要です。
パスポート	最後のページに住所を記載されている方は、ご自分で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入ください。（修正ペン等はいしなひでください。） ただし、2020年旅券（「富嶽三十六景」デザイン）については、住所記載はありません。

住所変更の手続き・届出をしていただくもの

住所変更手続きは、**住居表示実施日令和3年11月8日（月）**より前に行うことはできません。住居表示実施日以降に必要な手続きをしていただきますようお願いいたします。

● 運転免許証をお持ちの方

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期 限)	なにが 必要 か (必要書類など)
住所欄の変更 本籍欄の変更 (変更のある方のみ)	富士吉田警察署 交通課免許窓口 旭1-5-1 TEL 22-0110 ※県内の警察署 及び運転免許課 (総合交通セン ター・都留分室) でも申請できま す	住居表示実施後 すみやかに	<u>住所変更の場合</u> ①運転免許証 ②住居表示通知書または住居表示変更証明書 <u>本籍変更の場合</u> ①運転免許証 ②本籍更正通知書または本籍変更証明書 ※②は確認のみ 原本を持参してください。

※詳細は20ページをご覧ください。

● 自動車・オートバイなどを所有している方

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期 限)	なにが 必要 か (必要書類など)
軽自動車の使用者、所有者及び使用の本拠の位置の住所変更 (三輪・四輪車に限る)	軽自動車検査協会 山梨事務所 笛吹市石和町 唐柏792-1 TEL 050-3816-3121 (オペレーター対応)	記入を受けたい 場合	①住居表示通知書または住居表示変更証明書 ②自動車検査証(原本)
※ 軽自動車の使用者または所有者とは、自動車検査証に記載されている名義人のことです。 ※ トライクは、側車付二輪自動車に該当します。			
普通自動車の所有者及び使用者の住所変更 排気量125ccを超える二輪車 ・二輪車の軽自動車 (126cc～250cc) ・二輪車の小型自動車 (250ccを超える) の使用者及び所有者の 住所変更	関東運輸局 山梨運輸支局 笛吹市石和町 唐柏1000-9 TEL 050-5540-2039 (037) (オペレーター対応)	住居表示実施後 すみやかに	手続により必要書類が異なるため、詳細につきましては、左記の届出先へお問い合わせください。

※小型特殊自動車・原動機付自転車（125cc以下）は、手続きの必要はありません。市役所で新しい住所に書き換えます。新しい住所での標識交付証明書が必要な場合は、お手元にある標識交付証明書をお持ちいただければ、差し替えいたします。

問い合わせ先：市役所税務課証明担当 TEL 22-1111（内線123）

● 不動産登記（土地・建物）の関係

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期 限)	なにが 必要 か (必要書類など)
不動産（土地・建物）所有者の住所についての変更登記 ※地区外の不動産を含む	各不動産を管轄する法務局 甲府地方方法務局吉田出張所 富士吉田市 上吉田3-9-13 TEL 22-0025	期限はありません ただし、所有権移転、抵当権設定、抹消等登記申請をする場合は、前提として住所変更登記をする必要があります。	①登記申請書 ②住居表示通知書または住居表示変更証明書 ※代理人が手続きする場合は、委任状が必要です。 ※登記申請する不動産を法務局の要約書又は全部事項証明書（謄本）で確認の上、正確に記載して下さい。

※詳しい記載方法は16～19ページをご覧ください。

● 会社・各種法人登記の関係

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期 限)	なにが 必要 か (必要書類など)
登記をしている会社や各種法人の本店・支店の所在地についての変更登記	本店の所在地を管轄する法務局 甲府地方方法務局登記部門(本局) 甲府市丸の内 1-1-18(甲府合同庁舎) TEL 055-252-7151	本店は住居表示実施日から2週間以内 (遅れると過料に処されることがあります)	本店は ①住居表示通知書または住居表示変更証明書 ②変更登記申請書
	支店の所在地を管轄する法務局	支店は住居表示実施日から3週間以内 (遅れると過料に処されることがあります)	支店は ①変更登記申請書 ②本店の履歴事項証明書
登記をしている会社や各種法人の代表者などの住所についての変更登記	本店の所在地を管轄する法務局 ※支店は手続き不要です。	住居表示実施日から2週間以内 (遅れると過料に処されることがあります)	①住居表示通知書または住居表示変更証明書 ②変更登記申請書

詳しい記載方法は、別冊の「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。
 (※「会社・法人などの変更登記の手引」は会社・法人の方にのみ配布しております。)

● 年金に関する手続き

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期 限)	なにが 必要 か (必要書類など)
国民年金に加入している方の住所変更	市役所市民課 年金担当 TEL 22-1111 (内線)146	市役所で新しい住所に書き換えます。 個人での届出は必要ありません。	
国民年金、厚生年金、 船員保険年金を受給している方の住所変更	大月年金事務所 大月市大月町花 咲1602-1 TEL 0554-22-5958 (適用徴収課)	日本年金機構で新しい住所に書き換えます。 個人での届出は必要ありません。	
60歳以上で、まだ、年金の請求をしていない方の住所変更			
厚生年金、船員保険に加入している方の住所変更	各勤務先に直接ご確認ください。 ※扶養されている配偶者も含む		
共済年金に加入している方や受給している方の住所変更	各共済組合に直接ご確認ください。 ※扶養されている配偶者も含む		

● 保険に加入している方

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期 限)	なにが 必要 か (必要書類など)
国民健康保険被保険者証の住所変更	市役所市民課 国民健康保険室 TEL 22-1111 (内線)172	市役所で新しい住所に書き換えますので、 個人での届出は必要ありません。 令和4年7月31日までは、医療機関等に受診の際には、今お持ちの保険証と併せて住居表示通知書または住居表示変更証明書を医療機関の窓口に提示してください。	
後期高齢者医療の被保険者証の住所変更	市役所市民課 国民健康保険室 TEL 22-1111 (内線)176	市役所で新しい住所に書き換えますので、 個人での届出は必要ありません。 住居表示実施後に新しい住所に書き換えた後期高齢者医療被保険者証を送付いたします。	
介護保険被保険者証、負担割合証等の住所変更	市役所健康長寿課介護担当 TEL 22-1111 (内線)450	市役所で新しい住所に書き換えますので、 個人での届出は必要ありません。 住居表示実施後に新しい住所に書き換えた介護保険被保険者証、負担割合証等を送付いたします。	
健康保険証（健康保険組合等で管理しているもの）の住所変更	勤務先の担当者 または会社の健康保険組合	それぞれ異なりますので、勤務先の担当者にお問い合わせください。	

● その他の医療証・手帳をお持ちの方

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期 限)	なにが 必 要 か (必 要 書 類 など)
子育て応援医療費助成金受給資格者証の住所変更	市役所 子育て支援課 子育て支援担当 TEL 22-1111 (内線)563, 564	市役所で新しい住所に書き換えますので、 個人での届出は必要ありません 。住居表示実施後に、新しい住所に書き換えた資格者証・証書を送付いたします。	
ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証の住所変更			
児童扶養手当証書の住所変更			
ファミリーサポート・センター会員の住所変更	子育て支援センター内 ファミリーサポートセンター TEL 22-1111 (内線)580	令和3年10月に対象会員宛てに変更届用紙を発送しますので、ご記入後、同封の返信用封筒にて返送願います。	
特別児童扶養手当証書の住所変更	市役所 福祉課障害担当 TEL 22-1111 (内線)151, 152	住居表示実施後すみやかに	①特別児童扶養手当証書
身体障害者手帳の住所変更			①身体障害者手帳 ②印鑑
自立支援医療受給者証（精神）の住所変更			①自立支援医療受給者証（精神）
療育手帳の住所変更			①療育手帳
精神障害者保健福祉手帳の住所変更			①精神障害者保健福祉手帳
重度医療受給者証の住所変更		市役所で新しい住所に書き換えますので、 個人での届出は必要ありません 。	
自立支援医療受給者証（更正・育成）の住所変更			
障害福祉サービス受給者証の住所変更			
特定医療費（指定難病）受給者証の住所変更	富士・東部保健福祉事務所 （富士・東部保健所）健康支援課 富士吉田市上吉田1-2-5 富士吉田合同庁舎1F TEL 24-9034	住居表示実施後すみやかに	①住居表示通知書または住居表示変更証明書 ②特定医療費（指定難病）受給者証
小児慢性特定疾病医療費受給者証の住所変更			①住居表示通知書または住居表示変更証明書 ②小児慢性特定疾病医療費受給者証

● 個人番号カード・住民基本台帳カード・在留カードをお持ちの方

こんなことは (事柄)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必要書類など)
個人番号カードの住所変更  (プラスチック製・カラー)	市役所市民課 窓口担当 TEL 22-1111 (内線)142, 143	住居表示実施後 すみやかに	個人番号カード (マイナンバーカード) 暗証番号が必要です。
住民基本台帳カードの住所変更  (顔写真付き)			住民基本台帳カード (顔写真付のもの) 暗証番号が必要です。
在留カード			在留カード

※マイナンバー通知カード (紙製)

法改正により令和2年5月末をもって通知カードを再交付することは廃止となりました。住所変更に伴う再交付はいたしませんので、届出の必要はありません。マイナンバーを証明する書類として利用する場合は、マイナンバーカードの申請をお願いします。

※令和3年11月6日・7日は、住居表示の実施に伴い、システムを変更するため、住民票と印鑑証明書のコンビニ交付サービスはご利用できません。ご迷惑をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

● 公的個人認証サービスをご利用の方

こんなことは (事柄)	どこへ (届出先)	いつまでに (期限)	なにが必要か (必要書類など)
公的個人認証サービス (電子証明)の住所変更	市役所市民課 窓口担当 TEL 22-1111 (内線)142, 143	住居表示実施後 すみやかに	個人番号カード (マイナンバーカード) ※暗証番号が必要です。

● その他の事業所・営業所関係など

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期限)	なにが 必要 か (必要書類など)
法人税 (本店又は主たる事務 所の所在地・代表者の 住所変更)	大月税務署 大月市御太刀二 2-8-10 大月合同庁舎 TEL 0554-22-3151	住居表示実施後 すみやかに	①異動届出書 ※法務局での移転登記を行ってから提出してく ださい。添付資料は不要です。 ※紙で提出する場合は、東京国税局業務センタ ー甲府分室へ郵送してください。 〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
法人県民税・事業税 (本店・支店の所在地・ 代表者等の住所変更)	山梨県 総合県税事務所 笛吹石和町 広瀬785 TEL 055-261-9116	住居表示実施後 すみやかに	①法人の設立・変更等の届出書 ②所在地変更後の登記事項証明書 (法人)
健康保険や厚生年金保 険の適用事業所の所在 地の変更	大月年金事務所 大月市大月町花 咲1602-1 TEL 0554-22-5958 (適用徴収課)	住居表示実施後 すみやかに	①適用事業所所在地変更届 ②住居表示通知書または住居表示変更証明書
生活衛生営業に基づく 各種営業許可書の申請 者の住所変更及び営業 所所在地の変更 (例：理容・美容・浴場・ 旅館・クリーニングなど)	富士・東部保健 福祉事務所 (富士・東部保健所) 衛生課 富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎2F TEL 24-9033	許可申請・変更届・証明申請の際に申し出てください。	
食品衛生法に基づく各 種営業許可書の申請者 の住所変更及び営業所 所在地の変更 (例：飲食店など)			
医薬品・医療機器等の 品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法 律や、(薬局、医薬品 販売業など) 毒物及び 劇物取締法等に基づく 許可証の申請者の住所 変更及び店舗所在地の 変更			
病院・診療所・施術所 の開設者や管理者の住 所変更及び病院・診療 所・施術所の所在地の 変更	富士・東部保健 福祉事務所 (富士・東部保健所) 地域保健課 富士吉田市上吉田 1-2-5 富士吉田合同庁舎1F TEL 24-9035	電話、F A X等で住居表示実施後の新しい住所をお知らせくださ い。(可能であれば、F A X・メール等により住居表示通知書の 写しを提出してください)	

● その他の事業所・営業所関係など

こんなことは (事 柄)	ど こ へ (届 出 先)	いつまでに (期限)	な に が 必 要 か (必要書類など)
風俗営業、警備業、質屋営業、古物営業、深夜酒類提供飲食店営業などの許可証や、銃砲等剣類所持許可証の住所変更	富士吉田警察署 生活安全課 富士吉田市旭 1-5-1 TEL 22-0110	届出の義務はありません。 許可証等の書換えが必要な方は、お問い合わせください。	
液化石油ガス設備士			①住居表示通知書または住居表示変更証明書 ②免状 ③返信用封筒 ④申請書
電気工事営業所	山梨県 防災局消防保安課 保安管理担当 甲府市丸の内 1-6-1 TEL 055-223-1434	届出先に連絡の上、すみやかに手続きをしてください。	①住居表示通知書または住居表示変更証明書 ②住民票(個人のみ) ③登記事項証明書(法人のみ) ④営業所位置図 ⑤店舗見取図 ⑥登録証
高圧ガス販売事業所およびLPガス関係事業所の所在地表示の変更			①住居表示通知書または住居表示変更証明書 ②変更届
建設業関係事業所の所在地表示の変更	山梨県県土整備総務課建設業対策室 甲府市丸の内 1-6-1 TEL 055-223-1843	30日以内に手続きをしてください。	①変更届出書 ②住居表示通知書または住居表示変更証明書 ③所在地変更後の登記事項証明書(法人)

その他

- ・会社等にお勤めの方の住所変更
- ・銀行や保険・携帯電話・インターネットプロバイダー・クレジットカードなど、民間企業との契約等のある方の住所変更
- ・通信販売の登録の住所変更
- ・各種免許・許可証の住所変更

※上記はあくまでも一例です。皆様のご事情により、これ以外にも住居変更届けに必要なものがあるかと思われます。各関係機関にご確認のうえ、必要な手続きをお願いします。

8. 不動産所有者の住所の変更登記の記載例

本人申請

※受付シールを貼るスペースになりますので、
この部分には何も記載しないでください。

登 記 申 請 書

登記の目的 ☐番所有権登記名義人住所変更（注1）

原 因 令和3年11月8日住居表示実施（注2）

変更後の事項 住所 富士吉田市新屋二丁目17番2号（注3）

申 請 人 富士吉田市新屋二丁目17番2号
 富 士 太 郎 印（注4）
 連絡先の電話番号00-0000-0000（注5）

添 付 書 類
 住居表示実施証明書（注6）
令和○年○月○日申請 甲府地方法務局吉田出張所

登録免許税 登録免許税法第5条第4号（注7）

不動産の表示（注8）

不動産番号	0917〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注9）
所 在	富士吉田市新屋二丁目
地 番	173番1
地 目	宅地
地 積	439.00平方メートル

不動産番号	0917〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
所 在	富士吉田市新屋二丁目173番地1
家屋番号	173番1
種 類	居宅
構 造	木造スレートぶき2階建
床 面 積	1階 54.50平方メートル 2階 53.00平方メートル

契印 (注10)

＜解説及び注意事項等＞

- (注1) 甲区（その不動産について所有権に関する登記の登記事項が記録される部分です。）何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所を変更するのかを表示します。付記登記（「付記2号」などの登記）がある場合でも、主番号（1番）のみを記載します。
- (注2) 市区町村長から交付される住居表示の実施に関する証明書（以下「住居表示実施証明書」といいます。）に記載されている住居表示の実施の日を記載します。
（新屋地区の住居表示実施日は、令和3年11月8日です）
- (注3) 住居表示実施証明書に記載されている変更後の住所を記載します。
- (注4) 所有権の登記名義人（所有者）の変更後の住所及び氏名を記載し、末尾に認印を押してください。
- (注5) 申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日の日中に連絡を受けることができるもの。携帯電話の電話番号でも差し支えありません。）を記載します。
- (注6) 住居表示が実施されたことを証する情報及び登録免許税を非課税とするために必要な情報として、住居表示実施証明書を添付します。この証明書は、①住居表示が実施されたこと、②住居表示が実施された年月日及び③住居表示の実施前の住所（全部事項証明書上の住所）と実施後の住所（現在の住所）とが記載されている市区町村長の証明書になります。この証明書は、市区役所又は町村役場で入手してください。（住居表示通知書または住居表示変更証明書を添付してください。）
- (注7) 登録免許税は、非課税になります。根拠条文を例のように記載してください。
- (注8) 登記の申請をする不動産を、全部事項証明書（要約書でも可）に記録されているとおりに正確に記載してください。
- (注9) 不動産番号（13桁）を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。
- (注10) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）

全部事項証明書（謄本）のイメージ

山梨県富士吉田市新屋2丁目173-1				全部事項証明書		(土地)	
表 題 部 (土地の表示)			調整	余 白	不動産番号	09170000000000	
地図番号	余 白	筆界特定	余 白				
所 在	富士吉田市新屋字西海戸				余 白		
	富士吉田市新屋二丁目				令和3年11月8日変更 令和3年11月8日登記		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)			
173番1	宅地	439 00		不詳 〔平成30年10月29日〕			
権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)							
順位番号	登 記 の 目 的		受付年月日・受付番号		権利者その他の事項		
1	所有権保存		平成30年10月30日 第123号		所有者 富士吉田市新屋173番地の1 富士 太郎		

山梨県富士吉田市新屋2丁目173-1				全部事項証明書		(建物)	
表 題 部 (主である建物の表示)			調整	余 白	不動産番号	09170000000000	
地図番号	余 白	筆界特定	余 白				
所 在	富士吉田市新屋字西海戸				余 白		
	富士吉田市新屋二丁目173番地1				令和3年11月8日変更 令和3年11月8日登記		
家屋番号	173番1				余 白		
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)			
居 宅	木造スレートぶき2階建	1階 54 50		平成30年12月8日新築			
		2階 53 00		〔平成30年12月20日〕			
権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)							
順位番号	登 記 の 目 的		受付年月日・受付番号		権利者その他の事項		
1	所有権保存		平成30年12月23日 第123号		所有者 富士吉田市新屋173番地の1 富士 太郎		

住居表示実施証明書のイメージ

住居表示実施証明書とは、住居表示通知書または住居表示変更証明書です。

住 居 表 示 通 知 書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

氏名、名称または施設の名称		富士 太郎	
施設の場所の表示	実施前	山梨県富士吉田市 新屋173番地の1	
	実施後	山梨県富士吉田市 新屋二丁目17番2号	
住居表示の実施期日		令和3年11月8日	

令和 年 月 日

様

富士吉田市長

* この通知書は、住居表示変更証明書として使用できます。

住居表示通知書

住居表示の実施前にお届けします。

住居表示変更証明書

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定により、住居表示の変更があったことを証明します。

氏名、名称又は施設の名称	富士 太郎
住居表示の変更により 令和3年11月8日 から次のとおり変更したことを証明します。	
住所の表示	
変 更 前	富士吉田市 新屋 173番地の1
変 更 後	富士吉田市 新屋 二丁目17番2号

令和〇年〇月〇日

富士吉田市長

住居表示変更証明書

住居表示の実施後、市役所市民課において、無料で発行します。

9. 運転免許証の住所変更

住居表示実施区域内に「住所」または「本籍（本籍が変わる方）」があり、運転免許証をお持ちの方は、運転免許証の記載事項を変更する必要があります。該当する方は、令和3年11月8日（月）以降に手続きを行ってください。

住所変更は、県内の警察署（最寄りには富士吉田警察署）及び運転免許課（南アルプス市の総合交通センター・都留分室）で手続きできます。

【住所】と【本籍】が住居表示実施区域内にある方＝【住所】と【本籍】を変更

【手続きに必要なもの】

- ・住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書）
- ・本籍更正通知書（または本籍更正証明書）

※本籍更正通知書は、実施日（令和3年11月8日）以降に、別途郵送します。
届いた後、同時に手続きしてください

【住所】のみ住居表示実施区域内にある方（本籍は区域外の方）＝【住所】のみ変更

【手続きに必要なもの】

- ・住居表示変更通知書（または住居表示変更証明書）

【本籍】のみ住居表示実施区域内にある方（住所は区域外の方）＝【本籍】のみ変更

【手続きに必要なもの】

- ・本籍更正通知書（または本籍更正証明書）

※本籍更正通知書は、実施日（令和3年11月8日）以降に、別途郵送します。

※ご家族に該当者がいる場合は、ご案内をお願いします。

※免許証の住所地を管轄する都道府県の警察署・運転免許課等で手続きしてください。

【手続先】県内の警察署（最寄りには富士吉田警察署）

運転免許課（総合交通センター・都留分室）

【受付期間】月～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）

午前8時30分～正午 午後1時～4時30分

※土・日曜日は手続きできません

※運転免許課（南アルプス市の総合交通センター）のみ、
日曜日の次の時間に受付を行っています。

午前10時30分～11時30分 午後2時30分～3時30分

お問い合わせ 富士吉田警察署 交通課免許窓口 TEL 22-0110

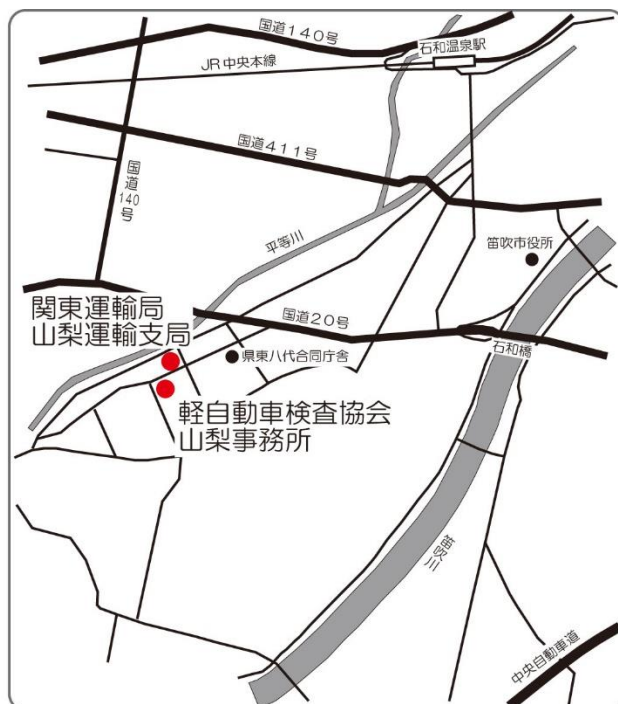
10. 関係行政機関の位置図



- ・ 富士吉田合同庁舎
富士吉田市上吉田一丁目2番5号



- ・ 甲府地方方法務局 吉田出張所
富士吉田市上吉田三丁目9番13号



- ・ 関東運輸局山梨運輸支局
笛吹市石和町唐柏1000番地9
- ・ 軽自動車検査協会山梨事務所
笛吹市石和町唐柏792番地1



- ・ 富士吉田警察署
富士吉田市旭一丁目5番1号